

## 回 答 書

四国中央市 GIS システム構築業務  
提案参加予定事業者 各位

四国中央市長 大西 賢治

四国中央市 GIS システム構築業務に係る企画提案について、照会のありました質問事項に対する回答は、次のとおりです。

質問番号	質問箇所	質問内容	回 答
1	募集要領の6頁 12. 受注者の選定について	表中のその他に記載されている貴市で用意される機材について、ディスプレイの仕様（大きさなど）とコード（HDMI、USB TypeC など）に関する詳細を教えてください。	ディスプレイは、65型ワイド液晶ディスプレイ、コードは、HDMI to HDMI のみとなっております。
2	企画提案書作成要領の1頁 1. 作成にあたっての留意事項	(2) で提案書の枚数上限は30ページ以内とされていますが、これは表紙や目次等を含めた総ページ数が30ページで良いでしょうか。	ページ数は、表紙や目次を含めて30ページ以内となります。
3	募集要領の7頁 12. 受注者の選定について	評価基準について、共同企業体の構成員の能力（GIS 構築・地形図更新）についてのみ、加点される配点になっております。公平性の観点から、単体企業の能力（GIS 構築・地形図更新）、共同企業体の代表構成員の能力（GIS 構築・地形図更新）があれば同等に加点されるべきと考えますが、如何でしょうか。共同企業体の構成員のみを加点する理由等があれば、ご教授をお願い致します。	評価基準につきましては、本業務の遂行に必要な能力を公平かつ適正に評価することとしています。評価項目「共同企業体の構成員の能力」に関しては、単体企業と共同企業体のいずれの場合でも同様に能力を評価するものとしています。
4	要求水準書の11頁 31. 要件定義	本要件における「個別システムの移行」について、地域未来交付金を活用した本事業の趣旨を踏まえると、必ずしも既存の個別システムをシステム単位で導入・再構築することを意味するものではなく、当該業務で利用されているデータおよび業務プロセスを整理・統合し、編集用 GIS 上で利用可能とする対応も認められるとの理解でよろしいでしょうか。 地域未来交付金（TYPE A）は、既存の優良モデル等を活用し、実装計画期間内に実装する取組を支援する制度であり、稼働中の個別システムについ	当該業務は、当市が GIS システムを構築することにより、従来保有している GIS データや関連情報を有効活用し、広く住民や事業者の方々に利便性を提供する環境を整備することを目的としております。このため、既存の GIS データについては、公開型 GIS システムの構

		<p>て、同種機能を新規開発とすることは交付対象外であると承知しております。このことから、別紙「個別システム機能要件一覧表」に示された機能については、本事業における実装対象ではなく、参考資料としての位置づけとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、仮に当該機能の一部または全部が本事業の実装対象に含まれる場合には、その理由についてご教示をお願い致します。</p> <p>chiikimiraikouhukin_2025typeavs_qa_v2.pdf  &lt;Q15【23頁】&gt;</p>	<p>築に際して、情報連携の手法や内容について検討を行い、その移行も含めた最適な実現方法を求めるものです。</p>
5	<p>要求水準書の11頁  31. 要件定義</p>	<p>提案を予定しているサービスは、同時閲覧可能人数に応じて料金体系が異なるものを想定しています。</p> <p>接続可能なユーザ数は200名以上を必須条件とすることから、そのうえで同時に閲覧可能なユーザ数については、各提案事業者の判断に基づき、最適と考えられる構成および料金体系を含めて提案する認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
6	<p>募集要領の7頁  12. 受注者の選定について</p>	<p>本業務の評価基準において、共同企業体（JV）での参加を一律に加点対象とする規定がありますが、以下の観点からその妥当性についてお伺いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争の公平性と機会均等の確保について</li> </ul> <p>地方自治法第234条の趣旨に鑑み、公共調達においては全ての事業者には平等な参加機会が与えられるべきと考えます。本業務の内容は、高度な専門性や特殊な設備を要するものではなく、単独企業であっても十分に遂行可能な公募内容であると認識しております。このような条件下で、組織形態のみを理由に加点差を設けることは、実質的に単独企業の参入を不利にし、公正な競争を阻害する「機会均等の原則」に抵触する懸念があると考えますが、貴市の見解を伺えますでしょうか。また、プロポーザル方式の本来の目的は、提案内容（技術力・企画力）が最も優れた事業者を選定することにあります。JV 加点という「形態に対する評価」が配点上の決定的な差となる場合、技術力や実績で勝る単独企業の提案が、組織形態の差だけで低く評価される逆転現象が起こりかねません。これは、行政にとって最適なパートナーを選定するという本事業の趣旨に反しませんでしょうか。</p> <p>上記を踏まえて、評価基準の見直しを再考いただ</p>	<p>単体企業・共同企業体に関する評価基準は、本業務の遂行に必要な能力を十分に有しているかを公平かつ透明な手法で評価します。そのため、評価配点表の評価項目「共同企業体の構成員の能力」における評価については、単体企業・共同企業体共に能力を評価します。なお、提出書類の作成にあたり、単体企業・共同企業体共に追加の様式などはありません。</p>

		く余地はございませんでしょうか。	
7	募集要領の2頁 5. 提案者に求められる参加資格要件	提案者に求められる参加資格要件において、本業務に提案できる製品は、デジタル庁が提供するモデル仕様書に適合しており、デジタル地方創生サービスカタログに掲載されていること、デジタル庁が運営する「DMP」に本業務で提案するパッケージ商品が登録されていることとあります。これは、提案する「公開型 GIS」が上記ア、イを満たせていれば対象となるという理解で良いでしょうか。	ご認識の通りです。
8	要求水準書の9頁 31. 要件定義	データセンター要件（ティア3）に関する質問内容になります。 本業務で当社が利用する AWS データセンターは、デジタル庁が選定する「ガバメントクラウド」の対象施設であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）にも登録されています。この登録は、ティア3が求める設備基準や運用管理を包含する厳格な第三者監査をパスしていることを公的に証明するものです。また、物理的な証明書に関しては、単一施設への依存リスクを排除した複数拠点（マルチ AZ）による冗長設計の妥当性が政府機関や金融機関で広く認められています。つきましては、AWS データセンターにおいて、個別の適合証明書に代わり、ISMAP 登録証跡や SOC レポート等の監査報告書を提示することで、ティア3以上の品質要件を満たすものと見なして良いでしょうか。	差支えありません。
9	要求水準書の11頁 31. 要件定義	個別システム機能移行は、庁内の効率化に資する業務内容と認識されます。 地域未来交付金は、庁内の効率化に資する内容については交付金の対象とされていないかと思えます。RFI 時においても要求対象とされていませんでした。参加者が追加提案するのであれば、地域未来交付金の趣旨に反するものではないかとも受け取れますが、要求水準書に記載があるので地域未来交付金活用の趣旨に反しているとも受け取れます。 再考いただくことは可能でしょうか。	当該業務は、GIS システムを構築することにより、既往 GIS データが、広く住民・事業者の方々に利用できる環境を構築することを目的としており、既往データの公開のみではなく、情報の収集・作成・公開の各段階に応じて、GIS を利用する方々に裨益があることが前提です。そのため、市が保有する既往 GIS については、公開型 GIS システム構築に際して、情報連携手法のご提案によっては、移行も選択肢の

			一つであると判断しています。
10	個別システム機能要件一覧表の2頁 都市計画管理システム	<p>個別システム機能要件一覧表に関する質問です。以下の大項目について入力画面のスクリーンショットと出力可能な帳票様式を提示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定道路管理</li> <li>・ 都市計画法53条申請管理</li> <li>・ 屋外広告物申請管理（調査）</li> <li>・ 屋外広告物申請管理（許可）</li> <li>・ 開発許可</li> <li>・ 国土法届出</li> <li>・ 大規模盛土</li> <li>・ 地域計画</li> <li>・ 居住誘導区域外届出</li> <li>・ 景観計画届出</li> <li>・ 公拓法届出・申出</li> <li>・ 駐車施設設置届出</li> <li>・ 低未利用土地等確認</li> <li>・ 都市機能誘導施設休廃止届出</li> <li>・ 都市計画情報照会</li> </ul>	別紙の通りとなります。 (指定道路管理は、帳票様式はありません)